

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社今井土木	代表者氏名	今井 一登
主たる営業所の所在地	尾道市美ノ郷町本郷1062		
許可番号	広島県知事許可 (般-4、特-4) 第32648号	許可を受けている 建設業の種類	{般}-建築工事業、大工工 事業、鉄筋工事業 {特}-土木工事業、とび・ 土工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、舗装 工事業、しゅんせつ工 事業、水道施設工事業、 解体工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和5年8月25日	処分を行った者	広島県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)		
<p>処分の内容 営業停止命令</p> <p>1 停止を命じる営業の範囲 建設業に関する営業のうち、公共工事(次の各号のいずれかに該当するものをいう。)に係るもの</p> <p>(1) 国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事</p> <p>(2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる建設工事以外の建設工事であって、補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。)の交付を受けて行うもの</p> <p>2 営業の停止を命じる期間 令和5年9月8日から令和6年1月5日までの120日間</p>			
処分の原因となった事実	刑法第96条の6第1項(公契約関係競売等妨害)違反		
<p>株式会社今井土木の元役員は、広島県が令和4年5月19日に入札を執行した「一般国道184号外道路維持修繕業務委託(路線委託・美ノ郷町外)」に関し、公正な入札を妨害したとして、令和5年1月25日、公契約関係競売等妨害の容疑で広島県警察に逮捕され、同年2月15日、当該元役員が公契約関係競売等妨害の罪で広島地検に起訴され、同年5月25日に懲役1年(執行猶予3年)の刑が確定した。</p> <p>このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当する。</p>			
その他参考となる事項			